

川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付要綱

令和 6 年 8 月 7 日市長決裁

6 川ま交政第 382 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市地域公共交通計画に示す「バス待ち環境の改善」に向けた取組を支援することを目的とし、バス停留所にベンチを設置する費用に対して補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成 13 年川崎市規則第 7 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス停留所 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する停留所で、市内に設置されているもの
- (2) ベンチ バス停留所付近に設置するもので、バスの利用者や歩行者等に広く開放するもの
- (3) 町内会・自治会 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に市内でその活動を行っている団体

(対象団体)

第 3 条 この要綱に基づく、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金の交付対象団体は、町内会・自治会とする。ただし、申請者の代表者又は役員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。)の場合を除く。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、前条に規定する対象団体がバス停留所にベンチを設置するために要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ベンチ本体の費用
 - (2) 設置に要する費用(輸送費、設置費、組立費等を含み、既設ベンチの撤去費を含まない。)
 - (3) その他市長が必要と認める費用
- 2 木材の利用促進を通じた脱炭素社会の実現や市民の木材利用に関する意識向上を図るため、補助対象経費として計上できるベンチ本体の費用は、国産木材を活用したものに限ることとする。

3 国、地方公共団体又は出資法人等の本要綱によらない他の補助金や委託料を受ける場合は、当該補助金の対象事業費や受託した事業に係る経費を本補助金の補助対象経費としない。

(補助金額)

第5条 市長は、予算の範囲内において、バス停留所1箇所あたり補助対象経費の全額又は30万円のいずれか少ない額を限度として、補助金を交付することができる。なお、バス停留所は、上下線ごとにそれぞれ1箇所と数えるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象団体（以下「申請者」という。）は、ベンチ設置に係る契約締結等の前までに川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書の写し
- (2) ベンチの仕様がわかるもの
- (3) ベンチの設置場所を示した図面または写真
- (4) ベンチ設置理由書・調整状況報告書（第2号様式）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、この要綱又は川崎市路線バス停留所ベンチ設置支援補助金交付要綱（令和4年10月31日市長決裁）に基づきベンチを設置したことのある団体は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、過去と同一のバス停留所に設置するベンチは、補助を受けることができない。

- (1) ベンチの設置が完了した日から10年を経過する日の属する会計年度が終了している場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請を受理したときは当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、市長は川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。なお、審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金不交付決定通知書（第4号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が申請を取り下げるときは、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付申請取下届（第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(変更及び承認)

第9条 申請者が交付申請の内容を変更しようとするときは、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金変更承認申請書（第6号様式）に変更内容がわかる書類を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、市長が軽微なものと認めるものについては、この限りではない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは当該申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金変更承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知する

ものとする。なお、審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金変更不承認通知書（第 8 号様式）にその理由を付して交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 申請者は、ベンチの設置が完了したときはその日から起算して 30 日を経過した日又は第 6 条第 1 項の規定に基づく交付申請日の属する会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日まで、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金実績報告書（第 9 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、この期間内に提出することができない事由として前条第 1 項による市長の承認を受けた場合にはこの限りではない。

- （1）補助対象経費の領収書（内訳がわかるもの）の写し
- （2）ベンチを設置したことがわかる写真
- （3）道路占用許可証の写し（道路占用許可申請が必要な場合に限る）
- （4）道路使用許可証の写し（道路使用許可申請が必要な場合に限る）
- （5）設置したベンチに使用した木材の主な産地・材種を証明する書類（出荷証明書、納品書など）、国産木材の総使用量が分かる資料
- （6）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の報告を受けたときは当該報告の内容を審査し、その成果が適当であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定するものとする。なお、審査の結果、その成果が適当でないと認めるときは、補助金交付決定を取消し、又はその額を修正して補助金額を確定するものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の額を決定したときは、市長は川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金額確定通知書（第 10 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 12 条 申請者は、前条第 2 項の規定による通知を受けたときは速やかに川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付請求書（第 11 号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、申請者は概算払を必要とする場合には、前項の請求書及び補助金概算払要望調書（第 12 号様式）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

3 市長は、第 1 項の規定により、請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受理後 30 日以内に補助金を交付するものとする。

4 市長は、第 2 項の規定により、請求書の提出を受けた場合、相当の理由があると認めるときは概算払をすることができる。

（交付を受けた者の義務）

第 13 条 補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次に定めるところによる。

- （1）申請者は、善良な管理者の注意をもって、本補助金により設置したベンチを適切に維持管理し、バスの利用者や歩行者等に広く開放しなければならない。

- (2) バス待ち環境の改善に向けた施策展開のため、ベンチ設置後の維持管理等に関する調査に協力すること。
- (3) 設置したベンチに起因する事故等に備え、保険の加入に努めること。
- (4) 補助金の交付を受けた者は、国産木材が使用されていること及び本補助金の交付を受けていることを、設置したベンチに容易に消えない方法で表示しなければならない。
- (5) その他市長が必要と認める条件

2 申請者は、本補助金により設置したベンチを設置完了日の属する会計年度の終了後5年間は他の場所へ移設し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金財産等処分申請書（第13号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する場合は川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金財産等処分承認通知書（第14号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。なお、審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金財産等処分不承認通知書（第15号様式）にその理由を付して交付対象者に通知するものとする。

4 申請者は、道路占用許可を受け、道路上にベンチを設置した場合、道路占用に関する道路管理者の指示に従わなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消すことができるものとし、川崎市バス停留所ベンチ設置支援補助金交付決定取消通知書（第16号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより本補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付を受けた者の義務に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずるものとする。

（報告の聴取）

第16条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要に応じて補助事業に関する状況報告を求めることができる。

2 申請者は、前項の規定に基づき、補助事業に関する状況報告を求められたときは速やかに市長に報告しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第17条 申請者は、補助事業に関する収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、本補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第 18 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。